

## 別添 1

### 令和3年度長野県消費者大学開催業務委託委託仕様書（案）

#### 1 件 名

令和3年度長野県消費者大学開催業務委託

#### 2 委託期間

契約日から令和4年（2022年）2月28日まで

#### 3 実施に当たっての基本方針

- (1) 急速なデジタル化、グローバル化といった社会情勢の変化等を背景に、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、消費者トラブルを回避、解決する実践的な能力を育み、自己の判断・責任に基づいた消費行動ができる「自立した消費者」を育成するとともに、地域における消費者教育・啓発の中核的な人材の裾野を拡大するため、体系的、総合的な消費生活講座を開講する。
- (2) 履修内容は、消費者問題に関する基本的かつ体系的な知識や最新の情報を習得でき、エシカル消費等、長野県第二次消費生活基本計画における新たな取組についても習得しうるレベルとし、内容及び実施方法に配慮する。

#### 4 講座の概要

##### (1) 名称

令和3年度長野県消費者大学

##### (2) 日程・場所・実施方法等

###### ① 講座（座学講座）

下表の日程及び会場において開催する（会場6日間）。

使用時間は準備・片付けを含めて各日とも、9:00～17:00までとする。

なお、会場と受講者とをオンラインで結び、講義中リアルタイムで配信するものとする。

また、講義終了後一定期間（2週間程度）は、受講者限定でオンデマンド配信を行うものとする。

○会場（JA長野県ビル（長野県長野市大字南長野北石堂町1177番地3））

| 開催日                  | 使用可能な会議室        |
|----------------------|-----------------|
| 令和3年（2021年）9月26日（土）  | 12B 会議室、12G 会議室 |
| 令和3年（2021年）10月23日（土） | 12B 会議室、12I 会議室 |
| 令和3年（2021年）11月20日（土） | 12B 会議室、12J 会議室 |
| 令和3年（2021年）12月4日（土）  | 12B 会議室、12J 会議室 |
| 令和3年（2021年）12月18日（土） | 12B 会議室、12J 会議室 |
| 令和4年（2022年）1月15日（土）  | 12B 会議室、12F 会議室 |

※情報通信手段の利用が困難な者等も受講できるよう、メールの送受信や動画閲覧が可能な者とともにグループで参加し、メールの送受信や動画閲覧が可能な者がグループ内で代表して書類の收受や設問の解答を行うことも可とする。

※情報通信手段の利用が困難な者が希望する場合は、テキスト、設問の送付及び設問解答返送について郵送対応を行うものとする。

###### ② 課外講座

エシカル消費に取り組む事業所（企業）の見学を行い、エシカル消費に関する理解を深める。

##### (3) 募集対象者

18歳以上で県内に在住の者概ね200名程度（会場約50名、オンライン約150名）とする。

なお、課外講座の参加者は、受講者のうち希望する者のみとし、かつ、見学先の状況に応じて抽選により参加人数を決定するものとする。

#### (4) 履修内容

12 講座（1 日午前・午後 2 講座、延べ 6 日間）を座学により実施する。

上記講座と関連した課外講座として、1 回、エンカル消費に関する取り組みを行う事業所の見学を実施する。

#### (5) 履修時間

座学講座については 1 講座概ね 2 時間とする。

#### (6) 受講料

無料（ただし通信に要する費用は受講者負担とする。）

#### (7) 受講者募集

契約の日以降で県が指定する日から募集する。

### 5 委託する業務の内容

上記 3 の基本方針及び上記 4 の講座概要を踏まえて、次の業務を実施するものとする。

#### (1) 受講者の募集

受託者は県と共同して、チラシの配布、長野県公式ホームページへの掲載等により受講者の募集、申込みの受付を行うものとする。

なお、チラシの配布先は別紙 1 記載の団体を想定しているため、必要に応じて加減すること。また、受講者（所属・氏名含む。）については、県と定期的に情報交換すること。

#### (2) 受講者の管理

受講者（申込みに至らなかった者、申込みを撤回した者も含む）との間の、令和 3 年度消費者大学の受講者管理において必要な全ての連絡事務を行うものとする。

#### (3) 講座の企画立案・講師の手配

受託者は講座内容のカリキュラムを作成するとともに、講師の手配を行うものとする。

9 月 17 日（金）までにカリキュラムの概要を決定するとともに、変更が必要となった場合は遅滞なく県に報告し、講座開催に影響が生じないようにすること。

また、カリキュラムの作成にあたっては、別紙 2 「令和 3 年度長野県消費者大学 履修内容」に基づき、消費者問題に関する基本的かつ体系的な知識や最新の情報の習得に効果的な講座が見込める内容とすること。

#### (4) 講座参加者受付簿及びテキスト・資料の作成・印刷・配付

受託者は各講座の参加者の受付簿、講座で使用する資料を作成し、受講者に対して不足することのないよう準備するものとする。

なお、資料は講座開催の 1 週間前までに県へ提出すること。

#### (5) 講座会場の設営、講座当日の運営・管理

講座運営責任者を 1 名以上配置し、県及び会場管理者と当日の運営管理について調整する。

また、講座会場のセッティング、講座参加者の受付及び資料の配付並びに講座風景の写真撮影（各講座 2 枚以上（1 枚は講師の姿が写ったもの）、後片付けなど、講座の実施及び運営に付随する業務については、受託者が行うものとする。

#### (6) 履修状況の管理

受託者は、各講座の履修状況を、受講者ごと管理する。最終的に 8 講座（全講座の 3 分の 2）以上履修した者に対しては、修了証を交付すること（後日郵送可）。

また、受託者は、履修状況調査を実施し、各講座の内容や大学の開催方法等に関して受講状況等を確認するものとする。

#### (7) 講師への謝金等の支払い

講座で講義を行った講師、講座補助者、謝金（講師料等）及び旅費（交通費等）について、受託者と講師の間で取り交わした契約に基づいて支払うものとする。

### 6 契約保証金

当該業務の契約に際しては、契約者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同

時に納付しなければならない。ただし、長野県財務規則 143 条に該当する場合は契約保証金を免除する。

## 7 委託料の支払い

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後に提出された業務完了報告書に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で支払いを行うものとする。
- (2) 事業の実施に際して、必要がある場合は、委託料の 10 分の 3 に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。

## 8 業務の再委託

受託者は、受託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務についてあらかじめ県の承諾を得たときは、第三者に委託することを可能とする。

## 9 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護条例（平成 3 年長野県条例第 2 号）等に基づき適正に行うものとする。

## 10 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

## 11 報告

- (1) 受託者は、「業務着手届」、「業務日程表」及び「業務実施代理人届」を契約の日から 5 日以内に県に提出するものとする。
- (2) 受託者は、委託業務完了後 10 日以内に委託業務完了報告書を県に提出し検査を受けるものとする。検査の結果不合格となったときには、県が指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けるものとする。

なお、委託業務完了報告書には、以下の書類を添えて提出すること。

- ・ 受講者管理簿（応募受付状況並びに各講座の出席状況、履修状況及び修了証発行状況のわかるもの）
- ・ 会場参加者名簿
- ・ 講座資料
- ・ 履修状況調査結果（調査個票を含む）
- ・ 記録写真（会場の全講座分。デジタルデータ可）

## 12 その他

- (1) 本事業の成果等は県に帰属するものとする。
- (2) 契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (3) 作成する資料は他者の所有権や著作権を侵害しないものであること。
- (4) この仕様書に定めがない事項は、県と受託者が協議の上決定するものとする。

別紙1 「長野県消費者大学募集チラシ送付先（想定）」

|                                    | 団体数 | 送付部数  | 送付方法  |
|------------------------------------|-----|-------|-------|
| 市町村消費者行政担当窓口（各市町村消費者の会等への周知も併せて依頼） | 77  | 60部程度 | 送付を委託 |
| 各市町村民生委員・児童委員協議会                   | 77  | 30部程度 | 〃     |
| 各市町村社会福祉協議会                        | 77  |       | 〃     |
| 消費者団体・弁護士会等                        | 18  | 5部程度  | 〃     |
| 経営者団体                              | 28  |       | 〃     |
| 労働団体                               | 10  |       | 〃     |
| 業界団体                               | 32  |       | 〃     |
| 金融機関                               | 8   | 30部程度 | 〃     |
| 県内国立・県立・私立大学等                      | 16  | 30部程度 | 〃     |
| 関東財務局 長野財務事務所                      | 1   | 30部程度 | 〃     |
| 総務省信越通信局                           | 1   | 5部程度  | 〃     |
| 長野行政監視行政相談センター                     | 1   |       | 〃     |
| 関東農政局 長野農政事務所                      | 1   |       | 〃     |
| 新潟運輸局 長野陸運支局                       | 1   |       | 〃     |
| 長野税務署                              | 1   |       | 〃     |
| 市長会、町村会等関係団体                       | 6   | 5部程度  | 県から送付 |
| 消費生活サポーター、消費生活審議会委員、被害救済委員会委員      | 400 | 1部    | 〃     |
| 長野県（予備含む）                          |     | 1115  | 〃     |
| 計                                  |     | 12000 |       |

## 令和3年度長野県消費者大学 履修内容

| 開催回               | 講座   | 内 容   | 講師等          |
|-------------------|------|---|--------------|
| 1                 | 1    | ○消費者問題概論<br>・消費者問題の基礎知識等  | (講師は委託業者が選定) |
|                   | 2    | ○消費者を守る法律・契約の基礎知識<br>例・消費者関連法の概略<br>・契約の基本的知識(成立、消滅、無効等)<br>・消費者関連法における契約の取消<br>・クーリング・オフ制度 等                                     |              |
| 2                 | 3    | ○長野県版エシカル消費(前期)   | 別紙2-1参照      |
|                   | 4    | 県の施策推進に係るテーマ<br>(インターネット被害対策等)  | 長野県在住弁護士等    |
| 3                 | 5~10 | ○消費者を取り巻く諸問題<br><br>例：環境問題<br>・プラスチックごみ<br>・食品ロス等<br>食の安全<br>・食品リスク、食品表示等<br>悪質商法対策<br>・地域での見守りの重要性<br>・被害に遭わないためのポイント等<br><br>など | (講師は委託業者が選定) |
| 4                 |      |   |              |
| 5                 |      |   |              |
| 6                 | 11   | 県の施策推進に係るテーマ<br>(自殺対策、多重債務問題対策等)  | 長野県在住弁護士等    |
|                   | 12   | 長野県版エシカル消費(後期)  | 別紙2-1参照      |
| ○長野県版エシカル消費(課外講座) |      |   | 別紙2-1参照      |

※ 太字で記載の内容は必須項目です。講座4、11は県が内容を決定し、講師を選定します。

※ 1～3、5～10、12の10講座及び課外講座(太字)については受託者が企画、講師選定

但し、3・12の2講座及び課外講座は県と協議の上、内容の詳細を決定

## 令和 3 年度長野県消費者大学 長野県版エシカル消費講座 概要 (案)

## 1 講座概要

| 区分           | 内 容   | 備 考              |
|--------------|---|------------------|
| 前期<br>(2 時間) | ・「長野県版エシカル消費」の概要<br>・県におけるエシカル消費推進<br>の取組 等 | 説明者：県職員ほか        |
|              | ・企業におけるエシカル消費に関する<br>取組の概要                  | 講師：当該企業の担当者      |
| 課外講座<br>(平日) | ・上記企業の見学                                    |                  |
| 後期<br>(2 時間) | ・実地見学参加者による振り返り<br>・上記企業担当者も交えた意見交換 等       | 参加者による体験談・感想発表 等 |

※ 前期は、消費者大学 2 日目の午前中に実施

※ 内容の詳細については別途、県・受託者双方が協議し決定

## 2 課外講座について

- ・「エシカル消費」に関する取組が行われている事業所（企業）の生産・製造等の現場に移動し、見学を行う。
- ・平日に実施
- ・「前期」と「後期」の間に 1 回実施（見学時間の長短は問わない）
- ・見学先企業の状況に応じて、参加者が最寄り駅に集合するなどして、見学先までバス等で移動する。
- ・見学先候補は、受託者において、長野県 SDGs 登録企業やエシカルMAP 掲載業者等を参考に県に提案する。
- ・見学先企業は、県・受託者双方が協議し決定する。

令和3年(2021年) 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 協 議 書

下記委託業務の実施にあたり、実施内容を決定(変更)したいので協議します。

### 記

#### 1、委託業務名

令和3年度長野県消費者大学開催業務

#### 2、協議区分(いずれかに○をする)

当初協議                  変更協議

#### 3、実施(変更)内容

#### 4、変更理由(変更協議の場合のみ記載)

<添付書類>

必要書類

令和3年(2021年) 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 業 務 着 手 届

下記のとおり委託業務に着手したので報告します。

### 記

- 1、委託業務名  
令和3年度長野県消費者大学開催業務
- 2、委託業務着手年月日  
令和3年(2021年) 月 日
- 3、履行期間  
令和3年(2021年) 月 日から令和4年(2022年) 2月28日まで
- 4、契約金額  
金 円

令和3年（2021年） 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

（受託者）  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 業 務 日 程 表

下記の委託業務について業務日程表を提出します。

### 記

- 1、委託業務名  
令和3年度長野県消費者大学開催業務
- 2、履行期間  
令和3年（2021年） 月 日から令和4年（2022年）2月28日まで

### 3、日 程 表

| 項目 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
|----|----|-----|-----|-----|----|----|
|    |    |     |     |     |    |    |
|    |    |     |     |     |    |    |
|    |    |     |     |     |    |    |
|    |    |     |     |     |    |    |

令和3年(2021年) 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

(受託者)  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

## 業務実施代理人届

下記のとおり、業務実施代理人を定めたので報告します。  
なお、当該代理人は〇〇〇〇の職員であることを誓約します。

### 記

- 1、委託業務名  
令和3年度長野県消費者大学開催業務
- 2、履行期間  
令和3年(2021年) 月 日から令和4年(2022年) 2月28日まで
- 3、契約金額  
金 円
- 4、業務実施代理人